

声 明

福島県人事委員会は、本日、民間給与との較差 3,234 円 (0.88%) を埋めるため、初任給を中心に若年層に重点を置きつつ、全ての号給の給料月額を引き上げ、一時金については、支給月数を 0.10 月引き上げ、年間 4.45 月とする勧告を行った。

24 年ぶりに全世代で給料月額を引き上げたこと、一時金の引上げ分を昨年に続き期末手当へも配分したことは、頻発する自然災害やコロナ禍への対応等、現場で奮闘している組合員の期待に一定応える内容と言える。しかし、較差が 0.88%にとどまったことは、公民較差に基づくものと受け止めざるを得ないが、物価高騰下での組合員の厳しい生活実態を踏まえれば、納得できるものではない。また、中高年層の引上げ額が十分とは言えず、不満が残るとともに、一時金の国との格差 0.05 月が解消されなかったことは、極めて遺憾である。

一方で、会計年度任用職員について、改正地方自治法を踏まえた適切な支給や、常勤職員に準じた遡及改定に踏み込んで勧告したことは、臨時・非常勤職員の処遇改善において、大きな一歩になるものと受け止めている。

人事管理の課題に関する報告では、「公務の効率的運営のためには、職員一人一人が心身ともに健康で充実した生活を送りながら仕事への高い意欲を持ち、その能力を遺憾なく発揮できる職場環境の整備を進めていくことが極めて重要」「有為な人材を確保するためにも魅力ある職場環境づくりが求められる」とし、そのためには、「長時間労働の是正に努めるとともに、仕事と生活の両立支援や多様で柔軟な働き方の実現等に向けた取組を一層推進する必要がある」としている。しかし、その内容は、「任命権者の取組の着実な実行を求める」「県人事委員会として任命権者の取組を支援していく」とし、また、教職員の長時間労働についても、「『教職員多忙化解消アクションプランⅡ』が確実に実行されるよう、その進捗状況を引き続き注視していく」など、是正が進んでいないにもかかわらず、これまでの報告をほぼ踏襲したものであり、極めて不十分と言わざるを得ない。県人事委員会には、真に実効性のある具体策と、労働基準監督機関としての機能・役割の発揮を求める。

今後は、県当局による勧告の取り扱いが焦点となる。

県公務員共闘会議は、不満や課題は残るものの、勧告の早期完全実施を求めていく。また、昇給・昇格制度や諸手当の改善、業務量に見合う人員の確保と長時間労働の解消、両立支援策のさらなる拡充、メンタルヘルス対策やハラスメント防止対策の強化臨時・非常勤職員の処遇改善など、要求前進に向け、2023 秋季確定闘争を全力で取り組むこととする。

2023 年 10 月 3 日

福島県公務員労働組合共闘会議
議 長 澤 村 英 行